

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

単位:千円

| | | | |
|----------|--|-------------|------------|
| 基金の名称 | 秋田県公立学校情報機器整備臨時対策基金 | | |
| 基金設置法人名 | 秋田県 | | |
| 基金の額 | | 今回造成額 | 113,601 千円 |
| | | 造成完了時における残高 | 499,752 千円 |
| | (うち国費相当額) | 今回造成額 | 113,601 千円 |
| | | 造成完了時における残高 | 499,752 千円 |
| 基金事業等の概要 | 公立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における情報通信技術を活用した教育の充実を図るため、県及び市町村が行うこれらの学校における情報通信機器その他の機器の整備に係る臨時の事業に充てる。 | | |
| その他の事項 | | | |